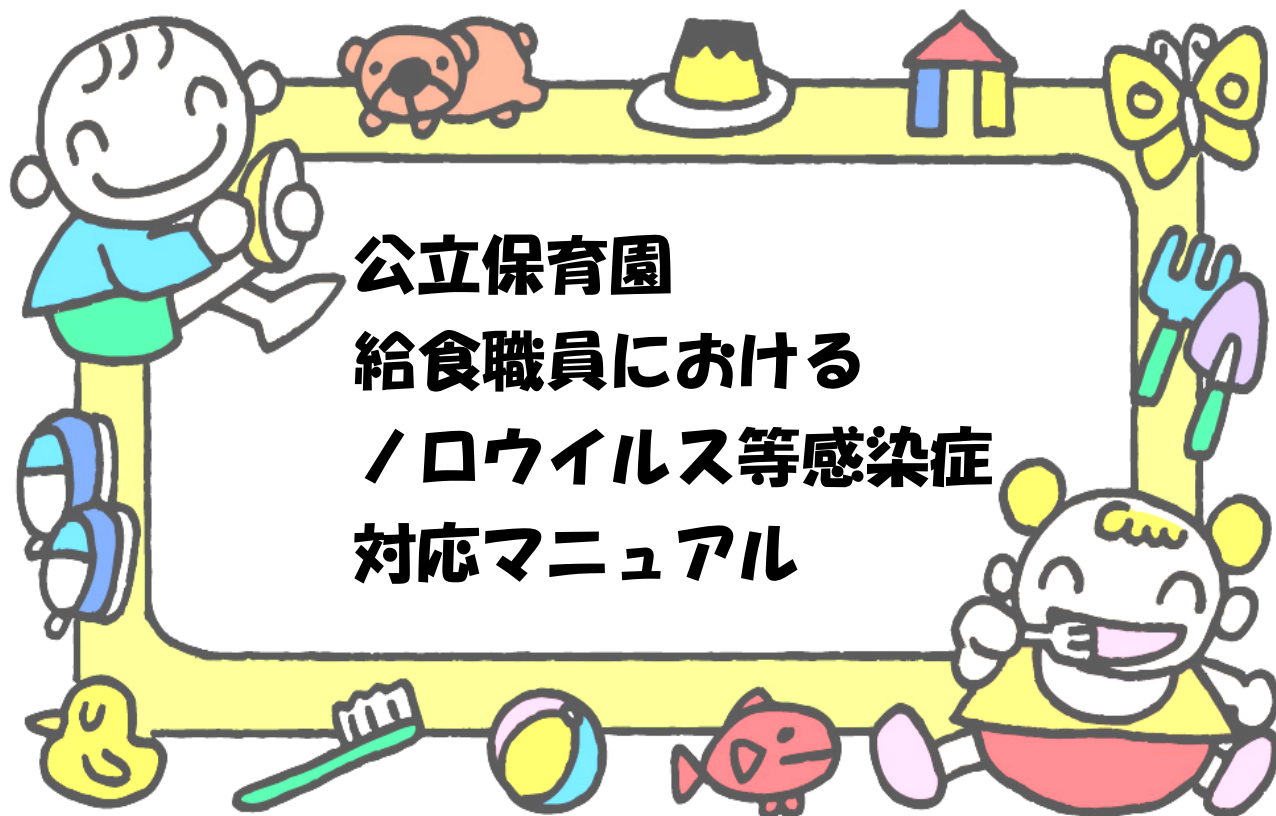




安全な給食を提供するために

那須塩原市

子ども未来部保育課

令和6年4月改正

目 次

内 容	ペー ジ
1 はじめに	1
2 ノロウイルス、検便検査細菌の特徴	2
3 保育園における管理と指導	3
4 感染の疑い発生時における対応	4 ～ 6
5 感染が発生（健康保菌者：検査結果が陽性で健康異常なし）に おける対応	7 ～ 9
6 参考文献等	1 0
7 様式	
様式 1 『健康等調査票』	1 1
様式 105 『社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告に ついて』（保育課、県北健康福祉センター宛て）	1 2
様式 3 『感染の疑い発生による弁当持参のお願い』（保護者通知）	1 3
様式 4 『感染症発生時の給食の対応について』（保護者通知）	1 4

1 はじめに

感染症及び食中毒の危機を未然に防ぐとともに、発生しても被害を最小限に食い止めるためには迅速かつ確実な対応が必要である。特に、食中毒発生原因の多くは、衛生管理の不備や調理従事者等からの感染によるものとされており、適切な衛生管理及び危機管理により食中毒発生件数の減少を見込めることができる。

本書では、食中毒の中でも特に患者数、発生件数の多いノロウイルスを中心に職員等の感染発生時の対応をまとめる。

なお、次亜塩素酸ナトリウムによる排泄物や嘔吐物の処理等については、「那須塩原市排泄物処理マニュアル」（平成 28 年 1 月）に記載される対応とする。

2 ノロウイルス、検便検査細菌の特徴

(1) ノロウイルスの特徴

流行時期	一年を通じて発生するが、特に秋から冬にかけて流行する。
感染経路	経口感染、飛沫感染、接触感染 例：不十分な汚物処理によりウイルスが空気中に舞い上がる。 ウイルスに汚染された水や食物を食べる。
感染に必要なウイルス数	感染力が強く、100 個以下という少量でも人に感染する。 患者の嘔吐物やふん便には 1 g あたり 100 万～10 億個のウイルスが含まれると言われている。
潜伏期間	12～48 時間
症状	嘔吐、下痢、腹痛。脱水を合併することがある。
発症期間	1～3 日程度
感染期間 (ウイルス排出期間)	症状回復後 1 週間 便中に 3 週間以上排出されることがある。
治療・対処方法	下痢や嘔吐、脱水に対して水分補給等を行う。 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒 中心温度 85～90℃以上で 90 秒以上の加熱
予防	手洗いの励行、マスク着用、吐物等の迅速かつ適切な処理、食品の十分な加熱、園児及び職員の体調の把握など。 現在使用可能なワクチンはない。

出典：「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省、2018 年 3 月）より一部改変

(2) 検便検査細菌の特徴

	原因	潜伏期間	症状	予防
赤痢菌	汚染された食品、水 海外旅行時における非 加熱食品、生水、氷	1～3 日	下痢、嘔吐、 発熱	手洗いの励行 海外旅行の際に非加熱料理や 生水をとらない。渡航前に予 防接種を受ける。
サルモネラ	汚染された食肉、鶏卵 などの食品	8～48 時間	水様便、嘔吐、 発熱、腹痛	中心温度 75℃以上 1 分以上の 加熱。手指や調理器具の洗浄、 殺菌、消毒。ねずみの駆除
腸管出血性 大腸菌 O157	汚染された食品、水	3～5 日	水様便、嘔吐、 血便、腹痛	中心温度 75℃以上 1 分以上の 加熱。手指や調理器具の洗浄、 殺菌、消毒 使用水の水質検査

3 保育園における管理と指導

【園長、副園長の役割】	・ 感染疑いや感染の発生時に迅速に対応できるよう関係職員と話し合い、指導するとともに、その対応を周知する。 ・ 嘱託医との連携を図り、感染症が発生した場合の措置方法や連絡体制を事前に確認する。 ・ 日頃から関係職員の健康状態を把握し、健康異常を感じた場合の対応を職員に周知する。 ・ 感染疑いや感染の発生時の給食対応について、関係職員と話し合い、一部実施や弁当持参等の対応及び保護者への連絡体制を事前に確認する。
【保育士の役割】	・ 日頃から園児の健康状態を把握し、健康異常を感じた場合の対応を事前に確認する。 ・ 保護者から園児の体調等の申し出があった際は関係職員に伝え、連携を図る。 ・ 保護者と連携をとり、感染症の予防等について情報共有を図る。 ・ 安全で楽しい給食時間を送ることができるよう配慮するとともに、園児に対して、手洗い等の衛生対応を実施させる。
【栄養士の役割】	・ 安全な給食を提供することができるよう季節（気温、湿度等）や感染流行等に応じた献立作成を行う。 ・ 必要に応じ、感染疑いや感染の発生時の対応について関係職員と情報共有を図る。 ・ 必要に応じ、保護者と連絡をとり給食対応を確認する。 ・ 感染疑いや感染の発生時に迅速に対応できるよう関係職員と話し合い、指導するとともに、その対応を周知する。
【調理員の役割】	・ 感染疑いや感染の発生時の給食対応について、関係職員と話し合い、一部実施や弁当持参等の対応を事前に確認する。 ・ 日頃から同居人を含めた自身の健康状態を把握し、健康異常を感じた場合の対応を事前に確認する。 ・ 安全な給食を提供することができるよう衛生管理にそった調理を行う。

4 感染の疑い発生時における対応

園長、副園長、栄養士、調理員、用務員、調乳担当保育士等（以下「給食職員」）又はその同居人（以下、給食職員とその同居人を「関係者等」とする）にノロウイルス等感染症の疑いが発生した場合は、感染拡大及び食中毒防止のために速やかに対応する。

〈発生状況の把握〉

- (1) 関係者等に下痢、嘔吐、発熱等の感染性胃腸炎に類する症状（以下「健康異常」）がある場合、園長又は副園長は、様式 1『健康等調査票』に個別の発生状況を記載し、保育課へ報告する。
- (2) 報告を必要としない微熱や腹痛等の判断は、日頃の健康記録簿等の確認や本人への聞き取りにより行う。
- (3) 保育園の職員及び園児の健康観察を行うとともに、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（厚生労働省通知、平成 17 年 2 月 22 日付）（以下「4（3）」）のア～ウいずれかに該当する場合は、「様式 105 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（栃木県感染症対応マニュアル）」（栃木県通知、令和 5 年 5 月 2 日付、感対第 86 号）を用いて、保育課及び県北健康福祉センターへ報告する。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

〈勤務の判断〉

- (1) 給食職員に健康異常があった場合は、当該者が医療機関を受診するとともに、保育園に勤務している又は給食調理従事者であることを申告した上で医師の指示に従うこと。
- (2) 園長又は副園長は、健康異常があった給食職員を「新型インフルエンザ等感染症に関する職員等の服務について」に基づき、年次有給休暇又は在宅勤務等により自宅待機させる。

また、ノロウイルス等による感染性疾患の有無を確認するため、当該者に対して速やかに検便検査を行うよう指示する。

ただし、健康異常のある者が同居人で給食職員に健康異常がない場合は、食品に直接触れる調理や配膳、調乳作業等を行わない勤務をさせることができる。

〈給食の提供〉

- (1) 調理員に健康異常があり減員となる場合は、健康異常がない給食職員が調理作業を行うこと。

- (2) 複数の調理員に健康異常があり、健康異常がない給食職員で予定献立の調理作業ができない場合は、予定献立の一部変更又は災害時備蓄食の提供により対応する。
- (3) なお、(1)(2)の対応が継続できない場合は、事態が終息するまで、様式3『感染の疑い発生による弁当持参のお願い』を配布するとともに家庭から弁当持参とする。

〈情報共有〉

- (1) ノロウイルス等感染症の感染疑い情報について、園内の職員に情報共有を図る。
- (2) ノロウイルス等感染症の感染疑いによって、災害時備蓄食の提供又は家庭から弁当持参とする場合は、感染疑い情報や園の対応等について保護者へ情報共有を図る。

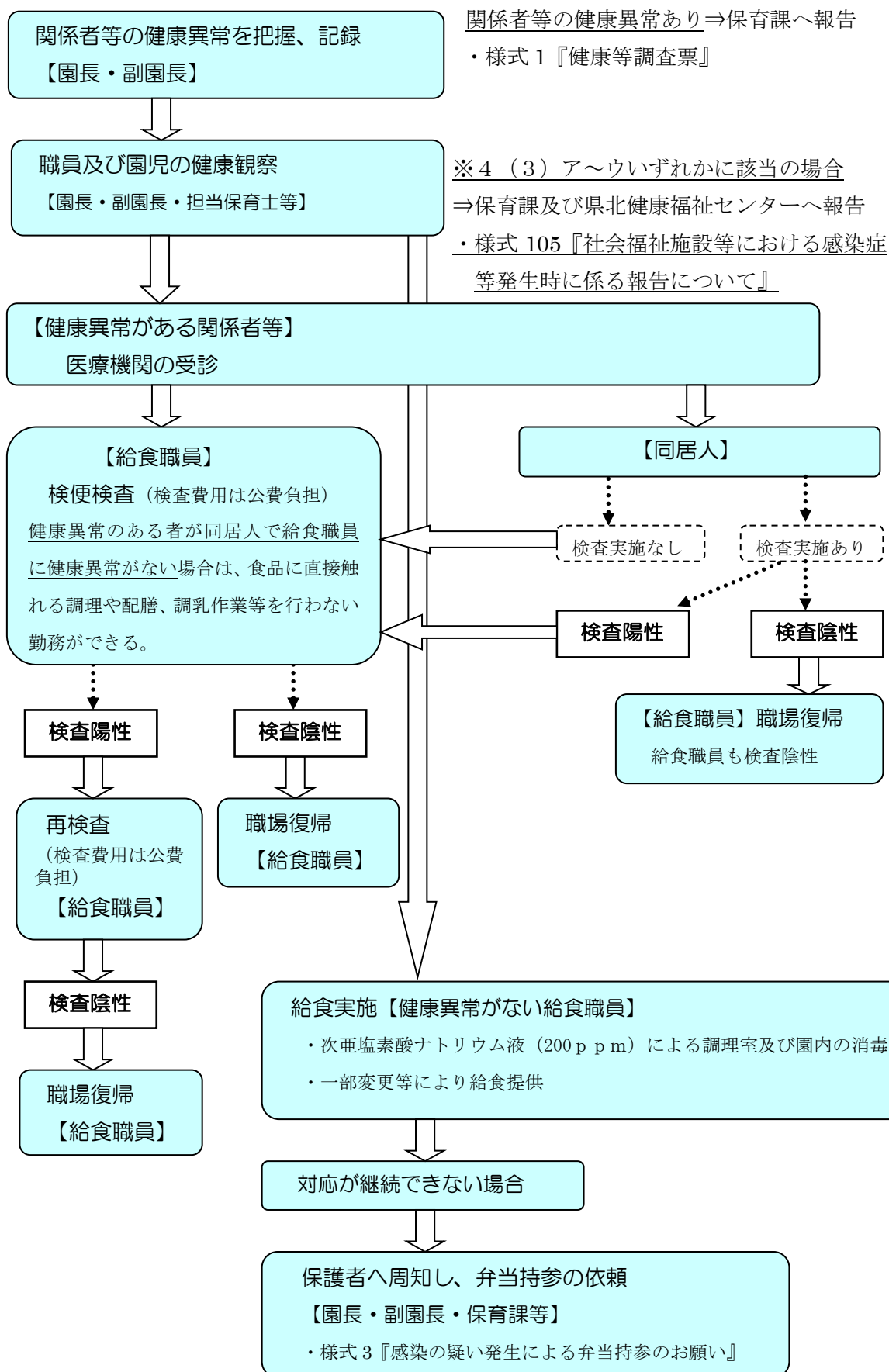
〈環境の整備〉

- (1) 調理室及び保育園内の衛生管理状況を確認するとともに、調理室やトイレ等共有箇所を次亜塩素酸ナトリウム液（200ppm）で消毒する。

〈職場への復帰〉

- (1) 健康異常があった給食職員は、検便検査が陰性であること及び症状が回復したことによって職場復帰できる。
- (2) 健康異常のある者が同居人で給食職員に健康異常がない場合は、給食職員が検便検査で陰性となることで職場復帰できる。
- (3) 職場へ復帰する際は、医師の診断書又は検便検査結果書等の写しを保育園及び保育課へ提出すること。

◇感染の疑い発生時における対応の流れ（フローチャート）



- 5 感染が発生（健康保菌者：検査結果が陽性で健康異常なし）における対応
関係者等にノロウイルス等感染が発生した場合は、該当者の人数や園内の健康異常の
状況等を速やかに把握し、感染拡大防止と給食の提供について協議・判断する。
また、必要に応じて県北健康福祉センターから指導・助言を受ける。

〈発生状況の把握〉

- (1) 給食職員の検便検査結果が陽性の場合、保育課は給食の一部変更による実施又は中止について、関係者等の健康異常の状況等をもとに協議・判断する。
- (2) 陽性者の該当園は、関係者等、その他の職員及び園児の健康異常を把握し、「様式 105 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を保育課へ提出する。
- (3) なお、職員及び園児において、4（3）のア～ウのいずれかに該当する場合は、「様式 105 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を用いて、保育課及び県北健康福祉センターへ報告する。

〈勤務の判断〉

- (1) 給食職員が陽性の場合、当該者が医療機関を受診し、保育園に勤務している又は給食調理従事者であることを申告した上で医師の指示に従うこと。
- (2) 園長又は副園長は、陽性かつ健康異常がある給食職員を「新型インフルエンザ等感染症に関する職員等の服務について」に基づき、年次有給休暇又は在宅勤務等により自宅待機させる。

ただし、陽性で健康異常がない場合（健康保菌者）は、再検査結果が陰性になるまで、食品に直接触れる調理や配膳、調乳作業等を行わない勤務をさせることができる。

〈給食の提供〉

- (1) 調理員が陽性かつ4（3）ア～ウのいずれかに該当する場合は、事態が終息するまで給食実施を中止とし、様式4『感染症発生時の給食の対応について』を配布するとともに家庭から弁当持参とする。
- (2) 調理員が陽性だが4（3）ア～ウいずれかに該当しない場合は、次亜塩素酸ナトリウム液（200ppm）による調理室及び保育園内の消毒を実施した上で、陰性かつ健康異常がない給食職員が調理作業を行う。
また、調理員の再検査結果が陰性となるまで、最終調理工程が加熱ではない献立は可能な限り変更すること。
- (3) 陰性かつ健康異常がない給食職員で予定献立の調理作業ができない場合は、予定献立の一部変更又は災害時備蓄食の提供により対応する。
- (4) 調理員以外の給食職員が陽性の場合、次亜塩素酸ナトリウム液（200ppm）による調理室及び保育園内の消毒を実施し、給食提供を継続する。
- (5) なお、(2)～(4)の対応が継続できない場合は、様式3『感染の疑い発生による弁当持参のお願い』を配布するとともに家庭から弁当持参とする。

〈情報共有〉

- (1) ノロウイルス等感染症の発生情報について、園内の職員に情報共有を図る。
- (2) ノロウイルス等感染症の発生によって、災害時備蓄食の提供又は家庭から弁当持参とする場合は、感染発生情報や園の対応等について保護者へ情報共有を図る。
その際には、保護者や園児に不安感や動揺を与えないように配慮する。

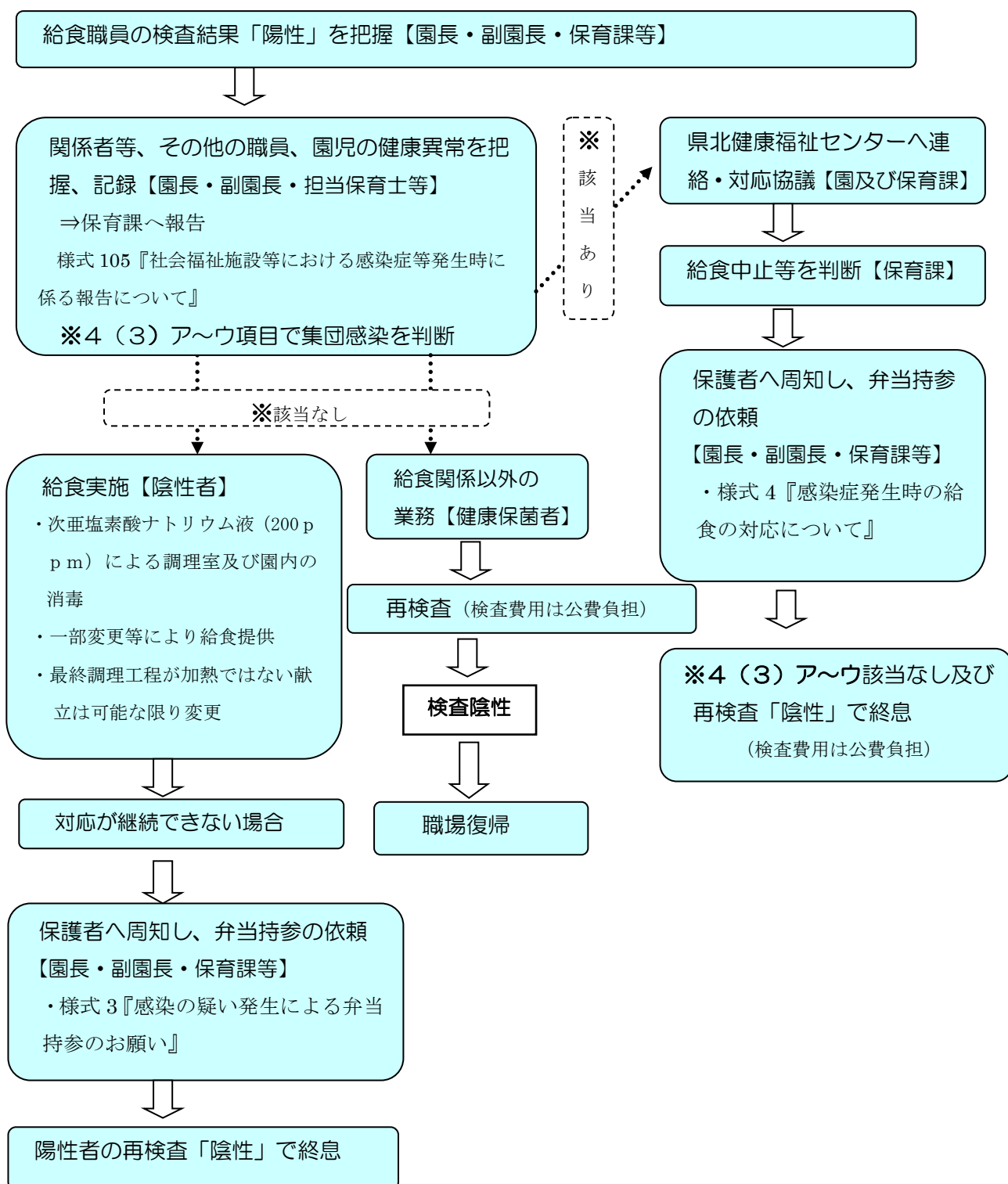
〈環境の整備〉

- (1) 調理室及び保育園内を次亜塩素酸ナトリウム液（200ppm）による消毒をこまめに実施するとともに、職員及び園児の手洗い等を再徹底する。
- (2) 園児の排泄物等の処理については、「那須塩原市排泄物処理マニュアル」を参考に正しい処理を実施する。

〈職場への復帰〉

- (1) 陽性該当の給食職員は、検便検査が陰性であること及び症状が回復したことによって職場復帰できる。
- (2) 職場へ復帰する際は、医師の診断書又は検便検査結果書等の写しを保育園及び保育課へ提出すること。

◇感染が発生（健康保菌者：検査結果が陽性で健康異常なし）における対応の流れ（フローチャート）



6 その他

健康異常があった給食職員の検査及び健康保菌者の再検査については公費負担（委託業者除く。）とする。

※検査は市と契約している検査機関で行う。なお、病院で受診の際に行った検査表は公費負担対象とならない。

7 参考文献等

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省、2018年3月）
- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省、平成29年6月16日）
- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（厚生労働省通知、平成17年2月22日付）
- ・「新型インフルエンザ等感染症に関する職員等の服務について」（那須塩原市）
- ・「排泄物処理マニュアル」（那須塩原市、平成28年1月）
- ・『「社会福祉施設等における感染症発生時における報告について」の一部改正について』（こども家庭庁成育局、令和5年4月28日、こ成総第18号）
- ・『「社会福祉施設等における感染症発生時における報告について」の一部改正について』（栃木県通知、令和5年5月2日、感対第86号）

様式1『健康等調査票』（保育課宛て）

様式1

保育課宛て FAX0287-37-9156

保育課

健康等調査票

報告枚数(/)枚

報告年月日	年 月 日()	施設長		報告者	
電話番号	0287- -	施設住所	郡横瀬原市		

1. 健康異常者

健康異常者名	男・女	生年月日	年 月 日(歳)
トス・加減等		*西暦人の場合	職員との関係()

2. 症状 該当する項目の症状及び期間を記入してください。

症状について		発症の期間
下痢	1日()回 / 軟便・水様便・血便	月 日 AM/PM から 月 日まで
腹痛		月 日 AM/PM から 月 日まで
吐き気		月 日 AM/PM から 月 日まで
嘔吐	1日()回	月 日 AM/PM から 月 日まで
発熱	最高体温()℃	月 日 AM/PM から 月 日まで
頭痛		月 日 AM/PM から 月 日まで
せき		月 日 AM/PM から 月 日まで
その他		月 日 AM/PM から 月 日まで

3. 発症経過 該当する項目を○で囲み、状況を記入してください。

受診はしましたか？	はい	病院名() 通院 / 入院	いいえ
		診断名() 受診日(月 日)	
		薬の処方 有() / 無	
周りに同様な症状の人がいますか？	はい	家族 / 職場の人 / 学校 / 友人 / その他()	いいえ
ここ1ヵ月間に旅行をしましたか？	はい	海外 / 国内 (場所)	いいえ
		旅行期間 (年 月 日から 日)	
ここ1ヵ月間にイベント等に参加しましたか？	はい	お祭り / 運動会 / 食事会 / プール / 遠足 / その他()	いいえ
		いつ(月 日) 場所()	
前日、何を食べましたか？	朝	内容()	
	昼	内容()	
	夜	内容()	
	その他	内容()	

様式 105

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
 県北健康福祉センター

探 知	年 月 日	対応保健所：県北健康福祉センター	
	時 分	調 査 開 始： 月 日 時	
施 設	分類（※1）		
	名 称		
	代表者		
	所在地		
	電話／FAX	／	
	利用者数	入所者： 名、入所者以外の利用者： 名、職員： 名 その他：（ ） 合計： 名	
	給食施設	有（ 回／日、概ね 食／回） ・ 無	
	→業者（※2）	名 称： 所在地： 電話：	
（疑） 感染症	（疑われる） 感染症の名称（※3）	（現在までの発症者数： 名）	
医療機関受診状況		有 ・ 無 （有 の場合→医療機関名： ）	
主症状	発 熱（ ℃程度）〔 人〕、腹 痛〔 人〕 おう吐（ 回程度）〔 人〕 下痢（水様便： 人《 回～ 回》）、（粘血便： 人《 回～ 回》）、 （血 便： 人《 回～ 回》） その他（ ） ●重篤患者（ 名：年齢及び状況等： ） ○入院患者（ 名：年齢及び状況等： ）		
	初 発 月 日〔 時〕（ 才）		
	経 過 月 日（ 人）〔 才～ 才〕 月 日（ 人）〔 才～ 才〕 月 日（ 人）〔 才～ 才〕 月 日（ 人）〔 才～ 才〕 月 日（ 人）〔 才～ 才〕		

- ※1 施設の分類：社会福祉施設等、幼稚園、学校、飲食店等の詳細を記載すること。
 ※2 業者：施設独自の場合は「同施設」と、委託の場合は業者名等を記載すること。
 ※3 感染症の名称：確定前は「・・・の疑い」と記載すること。

様式3『感染の疑い発生による弁当持参のお願い』（保護者通知）

＜保護者用 通知文案＞

年 月 日

保護者 様

〇〇保育園長 〇〇〇〇

感染の疑い発生による弁当持参のお願い

このたび、嘔吐、下痢等の感染症の疑いがみられる職員、園児が確認されました。

つきましては、園児の健康管理上、事態が鎮静化するまでの間は、主食とおかずが入った弁当持参の御協力をお願いいたします。

また、お子様及び御家族の健康状態には十分に注意していただくとともに、何かお気づきの点がありましたらお知らせください。

なお、今後の状況については、追って御連絡いたします。

※感染症の病後の登園につきましては、治癒証明書（登園許可）証明書や登園届の提出が必要になることがあります。詳しくは、「保育園のしおり」に記載がありますので御覧ください。

様式4『感染症発生時の給食の対応について』（保護者通知）

＜保護者用 通知文案＞

年 月 日

保護者 様

〇〇保育園長 〇〇〇〇

感染症発生時の給食の対応について

このたび、〇〇〇感染症の症状（又は検査結果陽性者）がみられる職員、園児が確認されました。

園児の健康管理上、事態が鎮静化するまでの間は、主食とおかずが入った弁当持参の御協力をお願いいたします。

また、お子様及び御家族の健康状態には十分に注意していただくとともに、何かお気づきの点がありましたらお知らせください。

なお、今後の状況については追って御連絡いたします。

※感染症の病後の登園につきましては、治癒証明書（登園許可）証明書や登園届の提出が必要になることがあります。詳しくは、「保育園のしおり」に記載がありますので御覧ください。